

JIS

産業廃棄物のサンプリング方法

JIS K 0060-1992

(2007 確認)

平成4年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 51. 8. 1 改正：平成 4. 3. 1 確認：平成 12. 12. 20
官 報 公 示：平成 12. 12. 20
原案作成協力者：財団法人 日本環境衛生センター
審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学分析部会（部会長 鈴木 周一）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

産業廃棄物のサンプリング方法 K 0060-1992

(2000 確認)

Sampling method of industrial wastes

1. 適用範囲 この規格は、産業廃棄物(以下、廃棄物という。)を対象とする各種試験の実施に当たり、ロットの平均性状を決定するために必要なサンプリング方法、試料の縮分方法の一般的事項について規定する。

備考1. この規格でいう産業廃棄物とは、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリ、燃えがら、ばいじん、廃棄物をコンクリートで固形化したもの(以下、コンクリート固形化物という。)などをいう。

2. 上記以外の産業廃棄物及び一般廃棄物で形状が類似しているものについても準用できる。

3. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS M 8100 粉塊混合物のサンプリング方法通則

JIS Z 8101 品質管理用語

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8801 標準ふるい

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、**JIS Z 8101**によるほか、次による。

(1) **ロット** 各種の試験を行うときに、ほぼ同一性状・成分とみなせる同一発生源の廃棄物。ロットを構成する廃棄物の量をロットの大きさという。ただし、これらが混合されたものをサンプリングする場合は、混合されたもの全体を1ロットとする。

(2) **副ロット** 必要に応じてロットを適当な量に分けたもの。副ロットを構成する量を副ロットの大きさという。

(3) **インクリメント** ロット又は副ロットから試料採取器によって、原則として1動作で採取した単位量の廃棄物。インクリメントの量を、インクリメントの大きさという。

(4) **小口試料** 数個のインクリメントを集めた廃棄物。必要に応じてインクリメントを個々に粉碎、縮分した後にこれらを数個集めたものを小口試料ということもある。

(5) **大口試料** 1ロットの平均性状を求めるために1ロットから採取したインクリメント又は小口試料全部を集めたもの。必要に応じて、インクリメントごと又は小口試料ごとに、粉碎、縮分した後に集めたものを大口試料ということもある。

(6) **縮分** 集合体からサンプルをとる場合、集めたサンプルから、徐々に量を減らして測定用試料を作る操作。

(7) **試料調製** ロットから採取した試料を粉碎、縮分し、又はある液量から一部分をとり、分析試料又は水分測定試料を作製する操作。

(8) **分析用試料** ロットの成分の平均性状を測定する目的で、採取した試料。

(9) **水分測定用試料** ロットの平均水分又は固形分質量比を測定する目的で、採取した試料。

(10) **ランダムサンプリング** ロットを構成する廃棄物の単位量が、いずれも同じ確率で試料中に入るように試料をとる方法。

(11) **系統サンプリング** ロットの移動中に量的、時間的又は空間的に、一定間隔で試料を採取する方法。この場合、ロットの大きさを採取個数で除した値未満の整数値をもって採取間隔とする。最初の採取間隔量の中からランダム⁽¹⁾に選び、第1インクリメントを採取し、以後、規定の採取間隔でインクリメントを逐次採取する。

例 系統サンプリングの一例